

# 北区農業委員会だより

Kita Ward Agricultural Commission Public Information



## 【農事組合法人 ファーム岡方】

ファーム岡方は、大豆栽培に取り組んでいた二つの組合が合併し、平成19年に設立しました。

大豆栽培を中心に、ホールクroppや水稲栽培にも取り組んでいます。

今年の大豆は、「里のほほえみ」・「あやこがね」の二品種を約17ha作付けし、ホールクroppは約13haの作業を行いました。大豆は、連作に弱い作物なので、ホールクropp等をうまく取り入れ、作付けする圃場をローテーションするように調整をし、反収250kg、等級2等以上を目標に栽培管理を頑張っております。今後も構成員一同、高品質の大豆生産を目指して、日々努力してまいります。

(農)ファーム岡方

代表理事 首藤 正人

# 農地利用最適化推進委員レポート

## 農地利用最適化推進委員になって



農地利用最適化推進委員  
小熊 日出幸  
(太郎代)

葉たばこ栽培を行っていました。栽培をしていた土地はほとんどが借地のため、廃作後、今では借りていた土地の半分が作付けできず、畑が荒れないように定期的に耕起をしています。

私も農地利用最適化推進委員として、地域の方々に協力していければと思います。

今年で、農地利用最適化推進委員になって3年が経ちました。主な活動としては、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3点であります。

農地パトロールで巡回すると、私が住む地域には多数の遊休農地があります。要因として、農家の高齢化と後継者不足が大きな原因と思います。

15年前、私の親は1.5haほどの

私も専業農家になって3年になります。水稻の作付けに関しても毎年やめる人の田んぼの作付け依頼がきますが、私の集落では4人しか米農家がいらないため、引き受けてくれる農家がなかなか決まらないのが現状です。今後は、さらに高齢化が進み離農者が増えていく中、いかに遊休農地を増やさずにいっくか、地域の方々と一緒に対策を練っていかねければと思っています。

最後に、いつも田植の時期は、東京にいる私の弟から手伝いに来てもらっておりましたが、新型コロナウイルスの影響で、県外からの移動ができず、もう3年近く会うことが出来ていない状況です。一日も早く終息し、日常の生活が戻るよう願っています。



## 後期農地パトロールについて

11月は後期農地パトロール月間です。

7月に行った前期農地パトロールの結果をもとに、補完調査を実施し、再確認等を行います。

農地は大切な資源です。耕作放棄をせず適正な管理を行い、優良な農地を守っていきましょう。



## 稲作農家のこれから



農地利用最適化推進委員  
星山 正一  
(長戸呂)

る経営ではなく、園芸との複合経営が必要な時だと思っております。

今の米価に反しての作業機械の高騰化、後継者問題等で今後ますます離農者の加速が進むのではと危惧しています。

この原稿を作成する10日程前に、JAより令和3年産米の仮渡金額が発表されました。早い時期から今年の米価下落は、あちらこちらから聞いていたものの、いざ金額を目の当たりにし、今後の経営改善を考えさせられるものでした。

さて、農業新聞の記事で、農業の個人経営（家族経営）がこの10年で37%減という記事が載っていました。小規模経営の離農が止まらない一方で、生産組合などの団体経営数は10年で25%増、ただ耕地面積においては10年で4.8%減になっていること、団体経営は増えていても農地を全て受けきれていない状況です。

他の地区から見れば岡方地区では、耕作放棄地は今も少ないと思っておりますが、受け皿になる後継者の数には限界があります。その上、やりがいや収入面など魅力になるものがなければ、次の世代には農業に就いてもらえません。

新型コロナウイルスにより、今はまだ集落での集会なども出来ない状態ではありますが、今後の稲作中心の農業経営について、地域の方々との話し合いも必要だと思います。

全国的に米離れが進んでいる上に、このコロナ禍による外食産業の低迷、消費者の消費減少が解消されなければ私たち生産

者に恩恵はありません。早くコロナが落ち着いて、街に人の流れがもどり消費が進み、私たち生産者に潤いがくることを願うばかりです。



# 農地を農地以外にする場合には、 農地法による手続きが必要です

農業委員会に  
ご相談ください

- ◆ 農地を農地以外することを「農地転用」といいます。
- ◆ 農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。

市街化調整区域内の農地を住宅や工場など建物の敷地、資材置場、駐車場など農地以外に転用する場合や、一時的な土置き場や仮設の現地事務所等にする場合は、転用の許可が必要です。



- ◆ 転用の許可には2種類あります。

- 1 農地の所有者自らがその農地を転用する場合（農地法第4条）
- 2 農地の所有者から農地を買う又は借りて転用する場合（農地法第5条）

## 農業経営基盤強化促進法による 「貸し借り・売買・交換」について

農地の貸し借りや売買・交換は農地法による許可のほかに、農業経営基盤強化促進法でも行えます。希望される方は、農業委員会または農協へ相談してください。

### 制度の特色

#### 【貸し借り】

- ▶ 貸し手は、賃貸借の期間が終了すれば農地を自動的に返還してもらえます。  
この場合離作料を支払う必要はありません。

- ▶ 貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、更新することができます。

#### 貸借期間の終了案内

- ▶ 該当者には終了の案内を送付しますので、期間更新を希望される場合は忘れずに手続きを行ってください。

#### 【売買・交換】

- ▶ 所有権移転の登記は、要件を満たしている場合は農業委員会が行います。
- ▶ 一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。  
譲渡所得の800万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置



## 農業頑張ってます！



齋藤 茂雄さん (53歳) 北区葛塚

### 農業を始めたきっかけは

私の実家は以前は兼業農家で、子供の頃からよく稲作の手伝いをしており、農業は身近なものでした。

また、前職で農家の方々と接する機会が多々あり、次第に職業としての農業を意識するようになりました。農家は栽培というものづくりの職人

であり、育てたものを販売し生業として経営していく経営者でもありません。その2面性とやり方次第での可能性に魅力を感じ、48歳の時に25年勤務した職場を退職し、思い切った農業の世界に飛び込みました。ゼロからのスタートだったので最初は阿賀野市の稲作主体の農業法人に就業しましたが、1年が過ぎる頃に自分が何を作りたいのかイメージができたので、独立就農を決意しました。その後約1年半、農業関係のアルバイトをしながらトマト農家で研修させていただき、昨年ようやく鳥屋地区でハウスを借りることができ、今年から師匠の味を目指してトマト栽培を始めました。

### 苦労したことは

最初に就業した農業法人では、作業に耐えられる体力がつかまでは筋肉痛の日々が続きました。当時はかなりきつかったです。無我夢中でやるうちになんとか作業をこなせるようになり、今思えばそこでは農業の厳しさと基礎が学べて良かったと感謝しています。



また、ハウスと農地の確保には、県・区役所・農協の担当職員の方々から大変お世話になり、好条件のハウスと畑を借りることができました。当たり前前のことではありますが、借用したハウスの規格や規模、土質が研修先農家のものと全く違ったため、栽培管理の仕方が思うようになり、試行錯誤の連続でした。その

間、農協の職員の方々や周囲の先輩農家の方々から多くのご指導をいただいたおかげで、こうして無事に就農できたと思っています。

### 今後の目標は

新規参入してからももうすぐ1年がたとうとしています。1人で栽培管理が可能な規模がわかってきたので、管理の行き届く範囲の規模で、まずは主力作物であるトマトの品質向上と安定して収量を上げることが目指し、経営を成り立たせることが当面の課題だと思っています。

これからも勉強の日々が続きますが、さらに知識や経験を積み重ね一人前の農家になることが、ここまでお世話になった方々への恩返しになると思います、今後とも目の前の課題に一つ一つ取り組んでいきたいと思っています。

